

港湾における風力発電について -港湾の管理運営との共生のためのマニュアル- ver.1 の正誤表 (平成24年6月29日)

平成24年6月22日に公表しました「港湾における風力発電について -港湾の管理運営との共生のためのマニュアル- ver.1」に関し、以下のとおり訂正します。

No.	資料名	頁	行	誤	正
1	マニュアル	54	8	未利用地や廃棄物処分場として利用又は計画されている用地のうち、最終処分場の廃止後の土地利用計画が計画されていないものについては適地の設定が可能と考えられるが、廃棄物担当部局と十分な調整を行った上で、企業誘致関連部署との合意の基に設定するなどの配慮が必要と考えられる。	未利用地や廃棄物最終処分場として利用又は計画されている用地のうち、最終処分場の廃止後の土地利用計画が計画されていないものについては適地の設定が可能と考えられるが、廃棄物担当部局と十分な調整を行った上で、企業誘致関連部署との合意の基に設定するなどの配慮が必要と考えられる。
2	マニュアル	82	29	想定される具体的な例を表3-5-2に示す。	想定される具体的な例を表3-6-2に示す。
3	マニュアル	85	18	一般・産業廃棄物処分場として活用された用地については、外部と遮断された特殊な地盤構造（遮水シート等）を有しており、これを維持するため、設計や工事に際しては地盤構造の維持に配慮することが求められる。	一般・産業廃棄物最終処分場として活用された用地については、外部と遮断された特殊な地盤構造（遮水シート等）を有しており、 <u>形質を変更するような設計や工事に際しては、廃棄物処理法に基づく届出を事前に行ったうえで、生活環境保全上支障の無い処置をこれを維持するため、設計や工事に際しては</u> 地盤構造の維持に配慮することが求められる。
4	参考資料	4-1	9	社団法人土木学会（2007）風力発電設備支持物構造設計指針・同解説	社団法人土木学会（2010）風力発電設備支持物構造設計指針・同解説